

大田市立病院使用料及び手数料規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

令和4年9月29日

大田市長 **楯野弘和**

大田市規則第39号

大田市立病院使用料及び手数料規則の一部を改正する規則
大田市立病院使用料及び手数料規則（平成24年大田市規則第27
号）の一部を次のように改正する。

別表新生児聴力検査の項中「5,000円」を「8,500円」に
改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。